

認定看護師ニュースレター第72報



2月14日に東京国際フォーラムにて日本看護協会主催の2年に一度開催の「日本看護サミット2023」に参加しましたので、内容と現状の課題と取り組みについて報告いたします。今回のテーマは「地域社会を支える看護職への生涯学習支援」で、解説、鼎談、リレートークという各項目にて国会議員、厚労省医政局看護課看護課長、県立大学看護学科教授、国立病院病院長補佐兼看護部長、県協会会長からの報告がありました。

最後の総括討論では、生涯学習や仕組みづくりについての興味深い意見交換となりました。

日本看護協会の高橋会長は『国では、日本の高齢者人口がピークに達し、労働量不足や社会保障制度、介護離職者の増加などにより深刻化が予測される2040年に向けた取り組みが進められています。生活の場である地域において、高齢者、そして医療を必要とする人々を含むすべての人のよりよい生活が2040年までにとその先も続くことが重要です。そこで、医療と生活の両面から支援できる看護職の役割発揮への期待はますます大きくなってきます。～中略～ 2023年10月に「看護師等の確保を推進するための措置に関する基本的な指針」が告示されました。1992年に制定された「看護師などの確保を促進に関する法律（以下、人確法）」に基づき同年制定された指針が、約30年ぶりに初めて改定されたものです。この指針は看護職が多様化する国民のニーズに応え、今後も良質かつ適切な医療を提供し続けるために必要である量的・質的な看護職の確保に関する方針を示すものです。その指針においても「生涯にわたる研修などによる資質向上」が示されており、看護職が国民のニーズに応えるための生涯学習の重要性が明示されています』と述べました。

サミット宣言

- 1) 看護基礎教育を受ける期間から看護職としての活動を終えるまで、主体的に学習活動を行います。
- 2) 働く領域や所属する組織の規模、居住する地域等を問わず、全ての看護職が生涯学習に取り込めるよう、生涯学習支援体制の構築に取り組みます。
- 3) 看護職養成について、看護基礎教育から免許取得後の能力開発がシームレスにすすめられるよう、制度見直し・体制整備に取り組みます。

人確法には、『第一 看護師等の就業の動向に関する事項、第二 看護師等の養成に関する事項、第三 病院等に勤務する看護師等の処遇の改善に関する事項、第四 研修等による看護師等の資質の向上に関する事項、第五 看護師等の就業の促進に関する事項、第六 新興感染症や災害等への対応に係る看護師等の確保、第七 その他の看護師等の確保の促進に関する重要事項』が挙げられ、各事項に応じた取り組みが記されており、第七には看護補助者育成および確保についてのことも初めて組み込まれました。

当院においては、特に「第三の処遇の改善」の就業継続支援のための取り組みとして夜勤等の業務負担の軽減、働き方改革の推進（多様な勤務形態とタスク・シフト/シェアの推進）が必要であり、「第五 看護師等の就業の促進」については、新規養成・復職支援・定着促進を三本柱とした取り組みや、デジタル改革関連法を踏まえた看護職人材活用システムによる看護職のスキルアップの推進、生涯にわたる看護職の就業推進に対する対策を講じていく必要があります。まずは、多様な勤務形態やタスク・シフト/シェア推進における業務改善や負担軽減を行い、処遇改善を行いながら就業継続ができる職場環境を醸成していきたいと思っております。

今後も、認定看護管理者およびトップマネージャーとして、柔軟にかつ冷静に、社会の動向を見ながら、法人・病院・看護部、地域住民の保健・医療・福祉・介護に携わりたいと思っております。

